

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は栗ヶ沢中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は会員各自の自主的精神を尊重し、生徒の自主的な活動を通じて、社会人としての自覚と責任を身につけ、健康なる身体と豊かな趣味情操を養い、個性の伸長を図ることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会の会員は本校生徒全員とする。

第4章 生徒会役員

第4条 本会の生徒会役員は次の通りとする。

会長 1名 副会長 2名 総務 4名

第5条 生徒会役員は選挙規定によって選出され、これを学校長が任命する。

第6条 1. 会長は本会の代表者で、本会の運営の中心となり、総会、中央委員会、生徒会役員会等を開く。

2. 副会長は会長をたすけ会長が事故あるときは、これに代わる。

第7条 1. 生徒会役員の任期は12カ月とする。

2. 生徒会役員は学級委員・専門委員を兼任できない。

第8条 1. 生徒会役員会は原則として週1回の定例会をもつ。ただし、会長は必要に応じて臨時生徒会役員会を開催できる。

2. 生徒会役員会は次の仕事を任務とする。

(1) 予算、決算の原案作成。

(2) 総会、中央委員会等の運営。

第5章 総 会

第9条 総会は本会最高の議決権をもち、会員の3分の2以上の出席によって成立し、次の事項について審議し、過半数で議決する。

1. 会則の改正 2. 予算、決算の承認 3. その他必要な事項

第10条 次の場合総会を開催する。

1. 年1回、年度当初に開催する（定期総会）

2. 次の場合、臨時に総会をもてる（臨時総会）

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 中央委員会の過半数の要求があった場合

(3) 会員の3分の1の要求があった場合

第11条 総会は過半数の賛成によって生徒会役員不信任を議決することができる。

第6章 中央委員会

第12条 中央委員会は、生徒会役員、各学級から選ばれた男女各1名ずつの学級委員および各専門委員長から成り、中央委員会の3分の2以上の出席によって成立し次の事項について審議し、総会

に次ぐ議決権を持つ。また、必要に応じて、各部長を招集できる。

1. 予算審議
2. 事業計画
3. その他必要な事項

第13条 中央委員会は原則として月1回の定例会を持つ。ただし、会長は必要に応じて臨時中央委員会を開催できる。

第14条 中央委員会は過半数の賛成によって、生徒会役員不信任を発議できる。

第7章 拡大中央委員会

第15条 拡大中央委員会は、生徒会役員、各学級から選ばれた男女各1名ずつの学級委員、各専門委員長および各部長の参加者を構成員とする。

第16条 拡大中央委員会は次のことを行う。

1. 予算審議
2. その他必要な事項

第8章 専門委員会

第17条 各専門委員会は、各学級から選出された人数により構成され、生徒会発展を目的として活動し原則として月2回の定例会を持つ。

第18条 専門委員会の結成、廃止は委員会協議会の発議に基づいて、学級委員の3分の2以上の賛成によって成立する。

第9章 部活動

第19条 1. 本会の目的を達成するために、会員は各種の部に参加して活動する。

2. 各部の部長によって、部長会を構成する。

第20条 1. 部の新設、廃止は、部長会の発議に基づいて、中央委員の3分の2以上の賛成によって成立する。

2. 顧問のない場合は、これを廃止する。

第10章 会 計

第21条 本会の会費を徴収するものとする。

第22条 本会の予算、決算は生徒会役員が原案を作成し、拡大中央委員会がこれを討議し、総会の承認を得なければならない。

第23条 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第11章 顧 問

第24条 本会の各部に職員を顧問としてむかえる。

第25条 学校長は最高顧問とする。

第12章 附 則

第26条 この会則は平成元年11月2日より施行する。

生徒会選挙規定

- 第1条 この選挙規定は、生徒会長及び同副会長・総務選出のために設けたものである。
- 第2条 生徒会会員は、すべて選挙権を有する。ただし、選挙投票日に欠席した場合は、この権利を失う。
- 第3条 生徒会会員は、すべて選挙義務を有する。
- 第4条 選挙管理委員会は各学級1名ずつで構成されて選挙事務を管理運営する。また、1名の選挙管理委員長を選挙管理委員の互選により決定する。名称を選挙管理委員会とする。
- 第5条 選挙告示は、生徒会役員会から要請があつてから1週間以内とする。
立候補届出は、告示より1週間以内の昼休み、および授業終了後5時までに選挙管理委員に届出するものと定め、かつ選挙日は立候補届出締切より10日以内とする。選挙日程の詳しい計画は選挙管理委員会が定める。
- 第6条 選挙会場は、選挙管理委員会が定める。
- 第7条 選挙人名簿は、告示より3日以内に、選挙管理委員が選挙管理委員会に提出し、委員長はこれを確認する。
- 第8条 投票方法は、選挙管理委員会が定め、投票用紙は、選挙管理委員が準備するものとする。
- 第9条 投票には、選挙管理委員が立ち会う。
- 第10条 選挙運動は、次の形式に従うものとする。
1. 選挙運動期間は、立候補届出により投票日前日の午後5時までとする。
2. (1)ポスターによる。
(2)立候補者自身の選挙放送による。
(3)立会演説会による。
(4)立候補者自身の学級訪問による。
3. 2の細部にわたっては選挙管理委員が立候補者に指示する。
4. 選挙運動委員の中から責任者を1名選ぶ。立候補届出日にその氏名及び所属学級を選挙管理委員会に報告するものとする。
5. 選挙管理委員は、一切の選挙運動に関与できない。
6. 選挙運動は学校内に限る。
- 第11条 投票用紙は役職別に全候補者名を載せ、投票方法は次の通りとする。
1. 競争選挙の場合は、定数内で支持する候補者名に○印をつける。
2. 信任投票の場合は、信任するものに○印をつける。
3. 無効投票となるのは次の通りである。
(1)競争選挙の場合、定数を超えて○印をつけた場合は無効とする。
(2)信任投票の場合、2に準じていない場合は無効とする。
- 第12条 開票の際の規定は次の通りとする。
1. 競争選挙の場合は、得票順に定員までの者を当選とする。
2. 信任投票の場合は、信任投票数が有効投票総数の過半数を超えたものを当選とする。
- 第13条 委員会は、選挙記録を作成し、各生徒会委員の任期中は、これを保管する。

第 14 条 第 10 条各項に違反した場合、その他中学生らしくない選挙運動を行ったときは、直ちに委員長は学校長に報告し、立候補中の者は、失格とする。この場合は、委員会が別に基準を設けて補欠選挙を行う。

第 15 条 選挙管理委員が立候補をする場合は委員を辞職した後行う。委員に欠員を生じた場合は、その学級は直ちにその補充を行う。

第 16 条 この選挙規定の改正は委員会が行う。

第 17 条 この選挙規定は平成元年 1 月 2 日より施行する。